

令和4年度ふじのくに健康増進計画推進協議会

日時 令和5年2月8日（水）午後2時～
場所 もくせい会館 富士ホール

次 第

1 開会

2 挨拶

3 会長選出

4 協議事項

(1) 健康日本21（第二次）最終評価及び次期計画策定に関する協議状況等…資料1

(2) 次期計画策定に向けての「ふじのくに健康増進計画推進協議会」等の進め方…資料2

(3) 第3次ふじのくに健康増進計画 後期アクションプランの進捗状況

①指標評価と計画期間1年間延長に伴う目標値の考え方…資料3

②健康寿命を延ばすための取組…資料4

(4) 意見交換

・進捗状況を踏まえての課題の拾い出し等

5 報告事項

(1) 「産学官連携による高血圧対策の推進～野菜マシマシプロジェクト～」…資料5

6 閉会

配付資料

資料1 健康日本21（第二次）最終評価及び次期計画策定に関する協議状況等

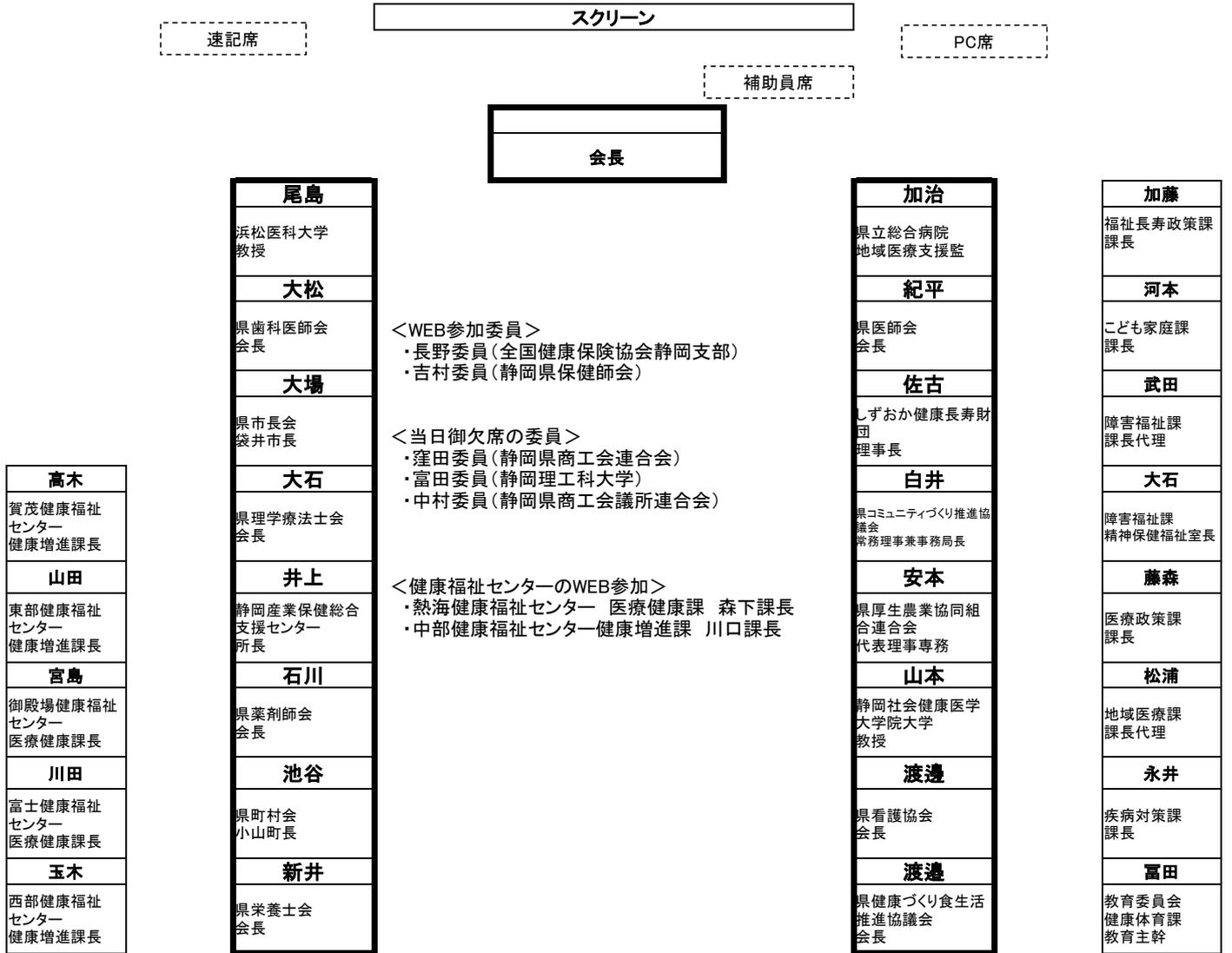
資料2 次期計画策定に向けての「ふじのくに健康増進計画推進協議会」等の進め方

資料3 第3次ふじのくに健康増進計画 後期アクションプランの指標評価と
計画期間1年間延長に伴う目標値の考え方
参考資料「数値目標一覧」

資料4 健康寿命を延ばすための取組

資料5 産学官連携による高血圧対策の推進～野菜マシマシプロジェクト～

ふじのくに健康増進計画推進協議会 座席表(R5.2.8)



	宮田	島村	赤堀	八木	紅野	石垣	
	健康政策課 課長	健康増進課 課長	健康局 局長	健康福祉部 部長	健康福祉部 理事	国民健康保険課 課長	

事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
健康政策課 健康企画班長 (司会)	健康政策課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	国民健康保険課

		事務局	事務局	事務局	事務局		
記者席	記者席	健康政策課	健康増進課	健康増進課	健康増進課	傍聴席	傍聴席

入口

入口

受付

受付

令和4年度ふじのくに健康増進計画推進協議会 出席者名簿

(令和5年2月8日(水)開催)

No	団体名等	役職	氏名	備考	出欠
1	(公社)静岡県栄養士会	会長	新井 英一	食育部会長	出席
2	静岡県町村会	小山町長	池谷 晴一		出席
3	(公社)静岡県薬剤師会	会長	石川 幸伸		出席
4	静岡産業保健総合支援センター	所長	井上 邦雄	休養・こころ部会長	出席
5	(公社)静岡県理学療法士会	会長	大石 義秀		出席
6	静岡県市長会	袋井市長	大場 規之		出席
7	(一社)静岡県歯科医師会	会長	大松 高	歯科保健部会長	出席
8	浜松医科大学	教授	尾島 俊之		出席
9	静岡県立総合病院	地域医療支援監	加治 正行	たばこ・アルコール・薬物部会長	出席
10	(一社)静岡県医師会	会長	紀平 幸一		出席
11	静岡県商工会連合会	専務理事	窪田 賢一		欠席
12	(公財)しずおか健康長寿財団	理事長	佐古 伊康		出席
13	静岡県コミュニティづくり推進協議会	常務理事 兼事務局長	白井 満		出席
14	静岡理工科大学	教授	富田 寿人	運動・身体活動部会長	欠席
15	全国健康保険協会静岡支部	支部長	長野 豊		WEB出席
16	(一社)静岡県商工会議所連合会	専務理事 ・事務局長	中村 泰昌		欠席
17	静岡県厚生農業協同組合連合会	代表理事専務	安本 和正		出席
18	静岡社会健康医学大学院大学	教授	山本 精一郎		出席
19	静岡県保健師会	副会長	吉村 里枝		WEB出席
20	公益社団法人静岡県看護協会	会長	渡邊 昌子		出席
21	静岡県健康づくり食生活推進協議会	会長	渡邊 良子		出席

(五十音順、敬称略)

ふじのくに健康増進計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、いきいきとした健康社会の実現を図るため、ふじのくに健康増進計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第1項の規定による静岡県の健康増進計画(以下「県計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 県計画の効果的推進に関すること。
- (3) 県計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、県民の健康づくりに関すること。

(組織及び運営)

第3条 協議会は、健康づくりに関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。